

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を 取得できない場合の対応について

1. 行政相談

私は、調理関係の仕事を長く勤めていることから、調理師資格の取得を考えている。調理師試験を受けるためには、2年以上の実務経験が必要であり、受験願書に「調理業務従事証明書」を添付して都道府県知事に提出することとされている。

前の勤務先の経営者は「忙しい」として対応してくれず、また、今の勤務先の上司からは「資格取得すると退職されてしまう」と言われるなど、勤務先に当該証明書の記入を頼めない状況となっている。

私と同じく勤務先の都合で当該証明書を作成してもらえず試験を受験できない人は多くいると思われるため、このような場合でも受験できるような環境を整備してほしい。

(注) 調理師試験を受けようとする者は、都道府県知事の定める規則等に基づき、受験願書に調理師法施行規則で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事したことを証する書類（調理業務従事証明書）等を添付しなければならない。

2. 本件についての厚生労働省の対応状況

- ・ 前回会議において、厚生労働省は、総務省への相談事例と同様の事例の有無について、全都道府県等に対し聴取し、これを踏まえて、本件についてどのような対応が可能かについて検討することとする旨回答
- ・ 会議以後、同省から都道府県に対して、令和 2 年度以降総務省への相談事例と同様の事例の有無、ある場合当該事例についての具体的内容について調査を実施

3. 厚生労働省の説明

【結果の概要】

- 令和2年度以降に、総務省への相談事例と同様の事例（調理師試験の受験を希望する者が、調理業務従事証明書を施設長等から発行してもらえず困っている旨、相談してきた事例）について「あり」と回答した都道府県等:13
- 上記 13 都道府県等に対し、過去の具体例について情報提供を依頼したところ、情報提供された事例:20

○ 上記 20 事例のうち、総務省への相談事例と同様と思われる事例:9

(都道府県等からの意見)

- ・ 調理業務従事証明書以外の書類等の例外を認めた場合、公平性、公正性に欠けることや、受験者が多い中で一度例外を認めてしまうと、散見される懸念があるとの観点から、例外を認めていない。
- ・ 総務省への相談事例と同様と思われる事例について第三者証明が認められると、本来受験資格のない者が容易に証明を得て受験可能になるのではないか。過去に、「従事实態のない店舗で証明を得ていたこと」が判明し、合格取消しになった受験者がいる。
- ・ 相談したい場合は、労働相談センターを案内している。これから飲食店等で働いて受験資格を得ようとしている者から問合せがあった場合は、就業前の段階で調理師試験の受験を希望していることを伝えるよう、助言している。

【結果を踏まえた対応】

- ・ ①都道府県等に対する相談は1団体当たり年に数件程度であり、大多数の受験希望者は施設長の証明により調理業務従事証明書を得ていること、②相談内容の半分強は、総務省への相談事例とは異なると思われる事例であること、③都道府県等からは、第三者証明を安易に認めると同様の事例が多数発生し、試験の公正性・公平性確保の面で問題が生じるおそれがあるとの意見が挙がっていること、などの理由から、今回のような相談事例について、全面的に第三者証明を認めることは適切ではない。
- ・ 一方で、都道府県等の仲裁等が難しい事例も想定され得ることから、都道府県等の仲裁等を経てもやむを得ないと認められた事例については、都道府県等の判断により、第三者証明を適用できることとしたい。
- ・ 具体的には、受験希望者から都道府県等に相談があり、都道府県等が受験希望者の調理業務従事期間を十分に確認し、受験希望者の主張に正当性が認められる場合は、必要に応じて第三者証明等の柔軟な対応を行うことは差し支えない旨、事務連絡で周知することとしたい。

(参考)

前回会議(9月13日)における委員の主な意見

- ・ 調査をお願いするのは非常に有り難いが、都道府県が施設長と当人の間に入って対応した事例を好事例として一般的に広げて、同事例があればそう対応するよという形で解決とするのは少し抵抗がある。施設長が証明を出さないと言っている以上、当人との間でトラブルがあるのは明らかであり、その間に入って証明を出せという調整事務を一般的に要請されるということになると、都道府県の負担が極めて大きい。やはり、施設長を外した形で調理師免許が取れるように厚生労働省に考えていただくのが、本来望むべき筋ではないか。
- ・ 調査自体は良いことである。実際に施設長が証明を拒否している事例が明らかになれば、現在の運用が不合理であることもより明らかになり、施設長が証明を拒否しているのに、都道府県で何とか働きかけても限界があるのではないか。調査を踏まえ、事務連絡で示している要件の妥当性や範囲等を再検討してほしい。
- ・ 前回会議よりもかなり前向きにお答えいただいているように思う。調査を踏まえ、厚生労働省がどのような対応策を出すかを見守った上で、都道府県の負担の懸念があれば、こうしたらどうかという形で意見を申し上げる形に持って行くのが良いと思う。
- ・ 調査をすることは良いことだ、前向きに取り組んでいただいているというのが、当会議の評価であるので、その点はきちんと厚生労働省に伝えてほしい。

厚生労働省に対し、調査のスケジュール、都道府県に対する聴取内容について、こちらに示してくれるよう伝えてほしい。きちんとした調査として意味があるかどうか、調査が二度手間になったりすると意味がない。

都道府県が施設長と当人の間に入って対応するのは限界があるのではないかと意見も出たので、制度的な工夫がいるのではないか。調査について、都道府県の調整を前提にするようなものとする、その前提に沿わないケースもいろいろあり得るので、その点を工夫してやっていただきたい。

厚生労働省には、ここで出た意見を伝えて、それを踏まえて調査をしていただきたい。

<関係法令等>**○ 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）（抄）**

（目的）

第 1 条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。

（調理師の免許）

第 3 条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1 年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法第 57 条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて 2 年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

（調理師試験）

第 3 条の 2 調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3～5 （略）

（名称の使用制限）

第 8 条 調理師でなければ、調理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（調理師の設置）

第 8 条の 2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものの設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くように努めなければならない。

○ 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）（抄）

（施設又は営業の指定）

第 4 条 法第 3 条第 2 号、法第 5 条の 2 第 1 項及び法第 8 条の 2 に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。

- 一 寄宿舍、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- 二 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号、第 4 号、第 25 号又は第 26 号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

○ A 県調理師法施行細則（抄）

（受験の手續）

第 2 条 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項の規定により行う調理師試験（以下「調理師試験」という。）を受けようとする者は、知事が別に定める願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、当該調理師試験前において直近に行われた調理師試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を添付するとき

一～二 （略）

三 調理師法施行規則第 4 条で定める施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事した者であることを証する書類

○ 「調理師試験の受験資格について」（令和 2 年 2 月 7 日付け各都道府県衛生主管部（局）等宛て厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡）（抄）

2 調理業務従事証明書の証明について

調理業務従事証明書は、…の施設に勤務していたことを証明するものではなく、…の施設において「調理の業務」に従事していたことを証明するものである。

なお、証明は、施設長が行うことを原則とするが、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明することとしてきたところである。これは、証明しようとする期間について、当該施設又は所属していた団体に記録が残っている場合や、従事施設の近隣の同業者が、当時の状況を詳細に覚えている場合等を想定した措置であり、証明できる者がいない場合は、改めて、調理の業務に従事する必要があるため留意すること。